

平成 22 年 5 月 20 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年（○○）第●●号 損害賠償請求控訴事件（原審・東京地方裁判所平成
●●年（○○）第●●号）

口頭弁論終結日 平成 22 年 4 月 13 日

判	決
控訴人	X
被控訴人	国

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

- （1）原判決を取り消す。
- （2）被控訴人は、控訴人に対し、10 万円を支払え。
- （3）訴訟費用は、第 1、2 審とも被控訴人の負担とする。

2 被控訴人

- （1）主文同旨
- （2）仮に仮執行宣言を付する場合、以下を求める。

ア 担保を条件とする仮執行免脱宣言

イ 執行開始時期を判決が被控訴人に送達された後 14 日を経過した時とす
ること

第 2 事案の概要

- 1 本件は、相続税の滞納処分として、父母が死亡したことにより相続した不動産を公売に付された控訴人が、違法な公売換価手続によって財産権を侵害されたなどと主張して、被控訴人に対し、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償の一部として10万円の支払を求めた事案である。

原審は、控訴人の請求を棄却した。

控訴人はこれを不服とし、前記裁判を求めて控訴をした。

- 2 前提事実（争いのない事実、証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

（1）本件第1相続及び本件第2相続

控訴人の父であるA（以下「亡A」という。）は、原判決別紙物件目録記載の不動産（以下「本件不動産」という。）を含む原判決別表（以下「別表」という。）1～3（枝番を含む。）記載の不動産を所有していたが、昭和61年6月11日に死亡し、同人の妻であるB（以下「亡B」という。）及び控訴人を含む亡Aの子4名（以下、この4名を併せて「控訴人ら」という。）がこれを相続した（以下、これを「本件第1相続」という。）。

その後、控訴人らの母である亡Bも、平成2年3月21日に死亡し、控訴人らが本件第1相続によって亡Bが取得した上記各不動産の持分を相続した（以下「本件第2相続」という。）。 （乙2の3、弁論の全趣旨）

（2）本件不動産に係る公売手続前の経緯等

ア 東京国税局長は、本件第1相続に係る相続税の滞納国税を徴収するため、平成元年10月12日、別表1－1及び1－2記載の各不動産（以下「本件外各不動産」という。）の亡B及び控訴人らの各持分をそれぞれ差し押さえ、平成10年2月24日、本件第2相続に係る相続税を徴収するため、本件外各不動産の控訴人らの各持分をそれぞれ参加差押えした。（乙37の1ないし6、38の1ないし6）

イ 本件外各不動産のうち、別表1－1の1、2、7及び8の土地について

は、平成15年8月1日から同年9月9日にかけて、別表1-1の9の土地については、平成15年9月3日から同年12月9日にかけて、別表1-1の10の土地については、平成16年1月9日から2月12日にかけてそれぞれ公売を行い、いずれも売却決定をした。(乙38の1ないし6、弁論の全趣旨)

(3) 本件不動産に係る公売手続等の経緯

ア 東京国税局長は、本件第1相続及び本件第2相続に係る相続税の滞納国税(以下「本件滞納国税」という。)を徴収するため、平成16年5月11日、国税徴収法47条1項、68条に基づき、本件不動産を含む別表2記載の各土地の控訴人らの各持分をそれぞれ差し押さえた(以下「本件差押処分」という。)(乙1、2の1~3)

控訴人らは、同年7月26日付けで、東京国税局長に対し、本件差押処分取消しを求めて異議申立てをしたが、同局長は、同年10月25日付けでこれを棄却する異議決定をした(乙3の1ないし3、乙4)。

イ 東京国税局長は、同年11月4日付けで、国税徴収法95条、99条に基づき、本件不動産及び別表2記載1の土地について公売公告兼見積価額公告(以下、本件不動産についての公告を「本件公売公告」といい、以後の本件公売公告に係る公売手続を「本件公売手続」という。)を行うとともに、同日、控訴人らに対し、公売通知書を送付した。

本件公売公告において公告した見積価額は1710万円で(以下、この見積価額を「本件見積価額」という。)、公売の日時は同月30日であった。(乙5ないし7)

控訴人らは、同年11月22日、東京国税局長に対し、「公売執行中止の申立書」と題する書面を提出し、また同日付けで、国税不服審判所長に対し、本件差押処分取消しを求めて審査請求をした。(乙8の1、2、乙9の1、2)

ウ 東京国税局長は、同月３０日、本件公売手続に係る入札を実施し、最高価の２７３８万８０００円で入札した有限会社Ｃ（以下「Ｃ」という。）を最高価申込者と決定し、同年１２月１日付けで、控訴人らに対し、最高価申込者決定通知書を送付し、不動産等の最高価申込者決定等の公告をした。（乙１０、１２、１４）

控訴人らは、同月６日付けで東京国税局長に対し上記最高価買受申込者決定通知処分に対する異議申立てをし、同局長は、平成１７年２月７日、異議申立てを棄却する旨の異議決定をした。これに対し、控訴人らは、同年３月７日、国税不服審判所長に対して最高価申込者決定処分等に対する審査請求を行い、国税不服審判所長は、同年１１月４日上記審査請求を棄却する等の裁決をした。（乙１５ないし１７〔枝番を含む〕、乙２０）

エ 東京国税局長は、平成１８年２月２４日付けで、改めて、本件不動産についての売却決定の日時を同年３月３日午前１０時に、買受代金の納付期限を同日午後３時に、それぞれ変更する旨の公告を行い、同年２月２４日付けで、Ｃに対して、不動産等の最高価申込者決定通知書（売却決定日の変更通知）を送付するとともに、同日付けで、控訴人らに対し、公売通知書（売却決定の日時及び買受代金の納付期限の変更）を送付した。（乙２１ないし２３）

控訴人らは、同年２月２８日付けで、東京国税局長に対し、上記公売通知、平成１６年１１月３０日付けの最高価申込者決定処分及び平成１８年３月３日に予定されていた売却決定の取消しを求めて「異議申立書」と題する文書を提出し、平成１８年３月２日付けで、同月３日に予定されていた売却決定の取消しを求め、同局長に対して「売却区分番号 〇〇〇〇に係る売却決定等取消しの再申立書」と題する文書を提出した（以下これらを「本件各申立て」という。）。（乙２４、２５）

オ 東京国税局長は、同年３月３日、Ｃに対し、売却代金額を２７３８万８

〇〇〇円とする本件不動産の売却決定をし（以下、この売却代金を「本件売却代金」といい、この売却決定を「本件売却決定」をいう。）、Cは、買受代金の納付期限である同日午後３時までに、公売保証金（１８０万円）を本件不動産の買受代金の一部に充て、上記公売保証金を本件不動産の買受代金に充てた後の差額２５５８万８０００円を納付した。

同局長は、同日、Cに対し、売却決定通知書を送付した。（乙１０、２６、２７の１ないし３）

カ 東京国税局長は、同月６日、控訴人らに対し、本件不動産についての配当計算書謄本を送付し、同月１３日、上記オの換価代金の配当を行い（以下「本件配当処分」という。）、換価代金全額を控訴人らの滞納国税及び滞納処分費に充当した（乙２８、２９の１ないし４）。

（４）本件不動産についてのその後の処分

ア 東京国税局長は、平成１８年３月７日、本件各申立てについてそれぞれ却下する旨の異議決定をした（乙３０、３１）。

イ 控訴人は、同月９日付けで、東京国税局長に対し、本件配当処分の取消しを求めて異議申立てをし、同局長は、同月１７日、これを棄却する旨の異議決定をした（乙３２、３３）。

ウ 控訴人は、国税不服審判所長に対し、同年４月５日付けで、本件売却決定、同年２月２４日付けの公売通知及び前記（３）オの買受代金の受領の各取消しを求めて審査請求をし、また同月１９日付けで、本件配当処分の取消しを求めて審査請求をした。国税不服審判所長は、平成１９年４月３日、本件売却決定及び本件配当処分の取消請求についてはいずれも棄却し、公売通知及び買受代金の受領の取消請求についてはいずれも却下する旨の裁決をした。（乙３４の１、２、乙３５、３６）

エ 本件不動産を買い受けたCは、同年７月２４日、本件不動産を有限会社Dに売却し、同社は、平成２０年２月２０日、本件不動産をEに売却した。

Eは、同年10月23日、株式会社F銀行との間で、本件不動産について、債権額を1億2000万円、債務者をE、抵当権者を株式会社F銀行とする抵当権設定契約を締結した。（乙2の3）

（5）先行訴訟の存在

本件滞納国税については、処分行政庁がそれぞれ更正処分をするとともに過少申告加算税について賦課決定処分をしているところ、控訴人は、これら課税処分及び滞納処分に対する取消訴訟や国家賠償訴訟を提起しており、平成21年5月14日時点で、第1審裁判所に提起した件数だけでも少なくとも48件あり、上訴、執行停止の申立てを含めると123件に上る。それらの内容は、課税処分、裁決及び徴収手続における違法を主張するものであるが、実体面に関する違法の主張のほとんどは相続財産の評価についての主張であり、徴収手続に対する不服申立てについても、その主張の中核は、処分行政庁による相続財産の評価が低いことであった。（乙40、弁論の全趣旨）

3 争点及び当事者の主張

（1）国税通則法105条1項ただし書違反の違法の有無

（控訴人）

公売財産に係る売却決定等に対する異議申立てについての決定がないうちに、買受代金の納付をさせて、公売財産の換価をしたのは違法である。

また、違法な換価手続の続行処分に当たる公売財産に係る配当処分も違法である。

（被控訴人）

本件各申立ての内容は、相手方の権利義務その他法律上の地位に影響を及ぼすものではない公売通知、既に棄却する旨の異議決定がされた最高価申込者決定処分及びいまだ行われていない売却決定に対するものであり、一見して明らかに不適法で却下すべき内容であり、国税通則法105条1項が予定している適法な「不服申立て」には該当しない。このように明らかに不適法

な不服申立てを濫発する控訴人の利益は、同項ただし書が法的保護の対象としている利益に値せず、それに対応して、東京国税局長の行為に職務上の法的義務違反は観念できないというべきである。したがって、同局長の処分に国家賠償法1条1項の違法はない。

(2) 本件不動産についての公売処分における東京国税局長の控訴人らを害する意図の存否

(控訴人)

東京国税局長は、以下の意図の下に本件不動産についての公売処分を行ったものであり、同局長の上記処分行為は、違法なものであるから、国家賠償法1条1項所定の不法行為に該当するものである。

ア 平成元年10月12日に差押えされた本件外各不動産のうち「さら地の不動産」については、高額で換価できる時に公売申立てをしたにもかかわらず、東京国税局長は、低額換価するために、意図的に換価を回避し続けた。そのため、本件外各不動産が平成15年9月から平成16年2月にかけて公売処分で換価された際には、低額での処分となり多額の滞納税額が残った。これは本件不動産を公売するまでに、東京国税局長が多額の滞納税額を残して置くことを意図したからであり、そのために上記「さら地の不動産」の換価時期を著しく遅らせて低額換価したものである。

イ 本件公売財産については、「さら地の差押不動産」の公売処分後の滞納税額を上回らない売却価額とするために、見積価額を決めた。

(被控訴人)

控訴人の主張する「さら地の不動産」が特定されていない上、控訴人は、何ら具体的事実を摘示しないまま、上記主張をしているので、控訴人の主張は失当である。

(3) 本件見積価額及び本件売却価額決定における違法行為の存否

(控訴人)

本件見積価額は１７１０万円で、本件売却価額は２７３８万８０００円であつたが、本件不動産は、平成２０年に債権額１億２０００万円の抵当権が付されており、同額以上の価値を有していたと推認されるので、上記売却価額は著しく低額であり、この公売手続及びこの手続に関与した公務員に違法行為があつたと言わざるを得ない。

（被控訴人）

ア 控訴人の主張する債権額１億２０００万円の抵当権が本件不動産に設定されているとしても、抵当権は、当事者の契約によって生じる約定担保物権であり、被担保債権額は当事者の契約により自由に設定できることからすれば、本件不動産の見積価額が著しく低額であることの理由とならないことは明らかであつて、控訴人の主張は失当というほかない。

イ（ア）国税徴収法９８条は、見積価額の決定について、「税務署長は、公売財産の見積価額を決定しなければならない。この場合において、必要と認めるときは、鑑定人にその評価を委託し、その評価額を参考とすることができる。」と規定している。

「その評価額を参考とすることができる」とは、単純に、鑑定人の評価額をもって見積価額とすることなく、税務署長が、その評価額を参考として見積価額を決定することをいう（国税徴収法基本通達９８条関係３）。

（イ）公売における公売財産の見積価額の決定にあたっては、公売の特殊性を考慮する必要があるところ、その要因（公売の特殊性）について、
「一般的なものとしては、①換金を目的とする整理価額（債務整理等のために否応なしに売却しなければならない状況での価額）であること、②税務署を中心とする限られた市場での価額であり、しかも、一般消費者は、公売品の使用を好まないこと、③換価する財産、売却の条件等が一般的に決定され、しかも、買受けの手数が煩雑であること、

④売主は、瑕疵担保責任を負わないこと、⑤税務署側の都合により公売処分が取り消されることがあること、しかも、買主は原則として解約、返品、取替えができないこと等の理由が考えられる。」とされている。このように、公売においては、市場性が局限されることから、売却価額が一般市価を相当程度下回ることが通常であり、見積価額が一般市価を下回することは通常の例である。

(ウ)これを本件についてみると、本件不動産の見積価額の決定に当たり、東京国税局長が、①鑑定人に本件不動産の鑑定評価を委託して、鑑定評価額2385万円が得られ、当該鑑定評価額を参考として見積価額を決定する上で、②本件不動産が過去に印刷工場の敷地として使用されており、印刷工場が土壤汚染対策法3条1項、水質汚濁防止法2条2項及び水質汚濁防止法施行令別表1第23の2に定める「特定施設」である事情を考慮し、土壤汚染の調査費用として鑑定評価額の10パーセントを減価して試算価格2146万5000円を算出し、さらに、③試算価格から公売の特殊性に伴う調整として20パーセントを減価して見積価額1710万円の算出がされている。

したがって、本件不動産の見積価額の決定過程において何ら違法はなく、本件不動産の見積価額の決定によって、控訴人に対する法的利益の侵害もないから、控訴人の主張は失当である。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (国税通則法105条1項ただし書違反の違法の有無)について

(1)前提事実のとおり、東京国税局長は、平成18年2月28日付けで、控訴人らから、同年2月24日付け公売通知、平成16年11月30日付けの最高価申込者決定処分及び平成18年3月3日に予定されていた売却決定の取消しを求める文書、同年3月2日付けで、同月3日に予定されていた売却決定の取消しを求める文書を受領しながら、それに対する決定をすることなく、

同年３月３日、本件売却決定をして本件不動産を換価し、同月１３日、本件配当処分をし、換価代金全額を控訴人らの滞納国税及び滞納処分費に充当したことが認められる。この点は、国税通則法１０５条１項ただし書に違反するのではないかが問題となる。

- (２) 同条１項は、国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立てにより直ちに処分の効力が妨げられるとすれば、国税に係る行政の運営を不当に阻害するおそれがあることから執行不停止の原則を採用するが、そのただし書において、その国税の徴収のため差し押さえた財産の滞納処分による換価は、その財産の価格が著しく減少するおそれがあるとき、又は不服申立人から別段の申出があるときを除き、その不服申立てについての決定又は裁決があるまで、することができないとして、権利回復が困難となる対象財産の換価の場合について例外を設けて不服申立人の権利保護を図っている。このように、同条項は、国税に係る行政の円滑な運営と納税者（不服申立人）の正当な利益の保護との調整を図った規定であるいうことができる。

そこで、控訴人が行った本件各申立てについて検討するに、公売通知は、相手方の権利義務その他法律上の地位に影響を及ぼすものではないから処分とはいえないし、平成１６年１１月３０日付けの最高価申込者決定処分については、前提事実のとおり既に異議申立てに対して棄却の異議決定がされ、審査請求も棄却されている。また、売却決定の取消しを求める部分は、申立ての時点で未だ行われてない売却決定を対象とするものであって、いずれの申立ても明らかに不適法であったことが認められる。また、前提事実のとおり、控訴人が本件滞納国税について争点のほぼ共通した多数の先行訴訟を提起してきたこと、本件公売手続においても国税局長が手続行為を行うたびに理由のない不服申立てを繰り返してきたことなどを合わせ考えると、本件各申立ては、本件不動産の換価手続を不当に遅延させる目的でされた濫用的な申立てであることが明らかであり、上記国税通則法１０５条１項の趣旨に照

らして、同項ただし書にいう「不服申立て」としてこれを保護するのは相当ではないというべきである。

したがって、本件各申立てについて決定をすることなく本件売却決定及び本件配当処分を行った東京国税局長の行為が違法であるということはできない。

2 争点（２）（本件不動産についての公売処分における東京国税局長の控訴人らに害する意図の存否）について

（１）前提事実のとおり、東京国税局長は、平成元年１０月１２日、本件第１相続に係る相続税の滞納国税を徴収するため、本件外各不動産に対する差押処分を行ったが、本件外各不動産のうち別表１－１の１、２、７ないし１０の売却が行われたのは、それから約１４年が経過した平成１５年から１６年にかけてであり、本件不動産に係る本件差押処分は、その後に行われたものである。そして、一般に、上記本件外各不動産に封する差押処分の時点と比較すれば、上記売却処分の時点における不動産の市場価額が大きく下落してしまっことは公知の事実である。そうすると、本件外各不動産の公売処分による換価額が、当初の差押処分の時点で公売処分が実施された場合に比べて低額なものとなり、その結果控訴人らに多額の滞納税額が残ったものと推認する余地はあるというべきである。

（２）しかしながら、本件全記録によっても、上記本件外各不動産に対する差押処分と上記売却処分の間に約１４年という期間を経過させてしまったこと、そして、その間に、不動産の市場価額が大きく下落してしまい、本件不動産について本件公売手続を行わなければならなかったことについて、東京国税局長に違法に控訴人らを害する意図があったと認めることはできない（かえって、前提事実のとおり、その間に亡Ｂの死亡や控訴人らによる課税処分及び確定した租税債権に基づく滞納処分に対する取消訴訟等が多数提起されたことが認められ、これらの事実によれば、上記売却処分までに長期間が経過

したことにはやむをえない相当な理由があったというべきである。なお、被控訴人は、控訴人の主張する「さら地の不動産」を特定できず、控訴人の主張が主張自体失当であるかのような主張をするが、上記不動産は本件全記録によれば、本件外各不動産のうち公売手続により売却された上記各不動産と解すべきであるので、上記のとおり判断する。）。)

3 争点（3）（本件見積価額及び本件売却価額決定における違法行為の存否）について

（1）前提事実のとおり、本件公売手続の後、本件不動産は、Cから有限会社Dへ、同社からEへと売却され、平成20年10月23日、債権額を1億2000万円、債務者をE、抵当権者を株式会社F銀行とする抵当権が設定されたことが認められる。

（2）しかしながら、公売における売却価額は、税務署を中心とする限られた市場での価額であって、①一般消費者が公売品の使用を好まないこと、②換価する財産や売却の条件が一方的に決定され、しかも、買受けの手数が煩雑であること、③売主は瑕疵担保責任を負わないこと、④税務署側の都合により公売処分が取り消されることがあること、⑤買受けの申込をするには公売保証金を提供しなければならず、買主は原則として解約、返品、取替えができないことなどの事情から、一般市場価額を相当程度下回ることが通常であり、見積価額も一般市価を下回ることが通常の例である。そして、証拠（乙5、70、71の1・2）及び弁論の全趣旨によれば、本件見積価額は、国税徴収法98条に基づいて、東京国税局長が鑑定人に鑑定評価を委託して、鑑定評価額2385万円を得、これを参考として、本件不動産が、土壤汚染対策法3条1項、水質汚濁防止法2条2項及び水質汚濁防止法施行令別表1第23の2所定の「特定施設」に該当する印刷工場の敷地として使用されてきたことを考慮し、土壤汚染の調査費用として鑑定評価額の10パーセントを減価して、試算価格2146万5000円を算出し、試算価格から公売の特殊

性に伴う調整としてさらに20パーセント減額して算出されたことが認められ、法令に基づく適正な手続を経て決定されたものであって、その評価・判断の過程にも特段不合理な点は認められない。なお、前記認定のとおり、本件不動産には本件公売手続の2年後に金融機関を抵当権者とする債権額1億2000万円の抵当権が設定されており、この金額と比べると本件見積価額は相当低額であるといえる。しかしながら、抵当権設定の際の被担保債権額は、対象不動産の価格のほか、被担保債権の性質、債務者の資力、他の担保財産の有無等の事情を考慮して、最終的には当事者間の合意により定められるもので、必ずしも対象不動産の価格そのものを反映しているとは限らないというべきであり、上記のような事情をもって本件見積価額が違法なものであったとはいえない。また、本件見積価額に基づいて、Cが本件不動産について2738万8000円で入札し、これが最高価申込額とされ、本件不動産を2738万8000円で売却した本件売却決定についても、違法な点を見い出すことはできない。

(3) よって、本件見積価額の決定及び本件売却決定の違法をいう控訴人の主張は理由がない。

4 結論

以上によれば、原判決は一部判断を遺脱しているものの結論において相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第14民事部

裁判長裁判官 西岡清一郎

裁判官 滝澤雄次

裁判官 脇博人